

平成30年4月版

未成年後見人選任の申立ての手引

千葉家庭裁判所

《はじめに》

未成年後見制度とは、未成年者に対して親権を行う者が、死亡または行方不明となったり、親権喪失、親権停止または管理権を喪失するなどした場合に、後見人を選任し、後見人が未成年者の身上監護や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。

この手引では、未成年後見人選任の申立てをお考えの方に向けて、制度の概要、手続の流れ、必要な書類、未成年後見人の職務などについて説明しています。ご利用にあたっては、この手引をよくお読みください。

なお、この手引では、特に断りがない限り、未成年被後見人を「未成年者」と、未成年後見人を「後見人」と、未成年後見監督人を「後見監督人」と、家庭裁判所を単に「裁判所」と表記しています。

《 本 編 目 次 》

《申立準備の前にお読みください》 4

- 1 申立ての取下げの制 限^{せいげん}
- 2 申立手続費用の負担者
- 3 提出書類の閲覧・コピー^{えつらん}
- 4 後見人として誰が選任されるか
- 5 財産管理の方法
- 6 後見制度支援信託^{こうけんせいどしえんしんたく}，後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている金融商品，
後見人の追加選任，後見監督人選任
- 7 職 務 懈 怠^{しよくむけたい}による後見人の解任
- 8 後見人の民事上・刑事上の責任
- 9 後見人の職務の終了

《未成年後見制度について》 6

- 1 未成年後見人の職務について
 - (1) 身上監護
 - (2) 財産管理
 - (3) 後見人の最初の仕事
- 2 後見監督について

《申立ての手続》 7

- 1 申立てをする裁判所（管轄）
- 2 申立てができる人（申立人）
- 3 後見人になれない人
- 4 申立てに必要な費用
- 5 申立てに必要な書類
- 6 申立後の手続について
 - (1) 申立人，後見人候補者調査（面接）
 - (2) 未成年者調査（面接，家庭訪問等）
 - (3) 親族への照会
 - (4) 審判

参考 未成年後見人選任審判手続（流れ図） 10

《 記載例・資料編 》

申立てをする裁判所

提出書類一覧

未成年後見人選任申立書 記載例

申立事情説明書 記載例

後見人候補者事情説明書 記載例

親族関係図 記載例

未成年者の収支予定表 記載例

未成年者の財産目録 記載例

被相続人の遺産目録 記載例

財産資料のコピーの取り方

《申立準備の前にお読みください》

未成年後見人選任の申立てにあたり、以下の事項をあらかじめご理解の上、準備をお進めください。

1 申立ての取下げの制限

未成年後見人選任事件は、一旦申立てがなされると、裁判所の許可がなければ取り下げることができません。例えば、申立人が推薦する候補者が後見人に選任されない見込みであること、未成年者の預貯金から親族の生活資金を借り入れることを認めてもらえないこと、申立人が希望しないのに後見監督人を選任すると言われたことなどを理由とする取下げは認められません。

2 申立手続費用の負担者

申立書に添付する印紙、切手などの費用、戸籍の全部事項証明書（戸籍^{こせき}謄本^{とうほん}）や住民票、各種証明書の交付手数料などは、原則として申立人の負担となります。なお、これらの費用を未成年者の財産で負担すべき事情がある場合は、申立書と一緒に、その事情を記載した書面を提出してください。

3 提出書類の閲覧・コピー

利害関係人は、裁判所が相当と判断すれば、申立人が裁判所に提出した書類を閲覧またはコピーすることができます。

4 後見人として誰が選任されるか

後見人として誰が選任されるかは、申立ての目的や未成年者の心身の状況、生活状況及び財産の状況、候補者の適格性、候補者と未成年者の利害関係の有無、未成年者の意向などを総合的に判断して裁判所が決めます。したがって、裁判所の判断によっては、申立人が推薦した人でない方が選任されることがあります。また、未成年者の財産が多額である場合、親族間で身上監護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には、弁護士、司法書士等の第三者を、後見人または後見監督人に選任することがあります。

第三者後見人及び後見監督人が選任された場合、毎年1回定期的に未成年者の財産から報酬^{ほうしゅう}を支払う必要があります。報酬額は、未成年者の財産状況や後見人の事務内容などを考慮し、裁判所が決めます。

5 財産管理の方法

未成年者の財産はあくまで他人の財産とお考えください。後見人に選任されると、未成年者の財産については以下のような行為はできません。

（1）後見人の生活費に使うこと

- (2) 親族や第三者に贈与や貸付けをすること
- (3) 株式投資や投機的な資金運用をすること
- (4) 未成年者の財産を、未成年者以外の人への借入れの担保に供すること
- (5) 法定相続分が確保されないような遺産分割協議をすること

6 後見制度支援信託、後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている金融商品、後見人の追加選任、後見監督人選任

未成年者の現金や預貯金が一定額以上の場合、財産の適切な管理及び後見人の負担軽減のため、後見制度支援信託、後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている金融商品（下欄の※参照）をご利用いただいたり、第三者後見人や第三者後見監督人が選任されたりします。この場合、未成年者の財産から手数料や報酬を支払う必要があります。

7 職務懈怠^{けたい}による後見人の解任

後見人が、裁判所に対して所定の期限までに後見事務の報告をしなかったり、未成年者の財産管理が不適切だったりして、後見人としての適格性に疑義が生じると、財産管理を担当する第三者後見人が追加で選任されたり、第三者後見監督人が選任されたりするほか、場合によっては後見人を解任されることがあります。

8 後見人の民事上・刑事上の責任

後見人が、未成年者の財産に損害を与えると、賠償責任^{ばいしょうせきにん}を負います。また、悪質な場合には、業務上横領罪などの刑事責任を問われることがあります。

9 後見人の職務の終了

後見人が選任されると、後見人は原則として未成年者が成年に達するかまたは養子縁組等により後見が終了するまで続きます。保険金受領や遺産分割など、当初の目的を達成すれば終わるものではありません。

※【後見制度支援信託^{こうけんせいどしえんしんたく}について】

後見制度支援信託とは、未成年者の財産のうち、日常の支払をするのに必要十分な金銭を親族の未成年後見人が管理し、当面使う予定がない金銭を信託銀行等に信託する制度です。

後見制度支援信託を利用する場合、まず、親族の未成年後見人とあわせて弁護士や司法書士などの専門職後見人が選任されます。専門職後見人が一時的に財産管理権を持った上で、未成年者の生活状況や財産状況がこの制度を利用するのに適^{てき}しているかどうかを検討します。適していると判断した場合は、専門職後見人が信託銀行等と信託契約を締結します。信託の枠組みが作られ、専門職後見人の関与の必要がなくなれば、専門職後見人は辞任し、財産を親族の未成年後見人に引き継ぎます（事案によっては、この流れと異なる場合があります）。

【後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている金融商品について】（以下「後見支援預金」という。）

後見支援預金の基本的な仕組みは、概ね後見制度支援信託と同様です。詳しくは、千葉県信用組合協会が作成した「後見制度支援預金」のリーフレットをご参照ください。同リーフレットは、裁判所において作成したものではありませんので、内容についてのお問い合わせがありましたら、同協会又は取扱信用組合へお願いいたします。

なお、専門職後見人に対しては、未成年者の財産から、裁判所が決定した金額の報酬を支払う必要があります。

《未成年後見制度について》

1 未成年後見人の職務について

未成年後見制度とは、未成年者に対して親権を行う者が死亡または行方不明となったり、親権喪失、親権停止または管理権を喪失するなどした場合に、後見人を選任し、後見人が未成年者の身上監護や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。後見人の主な仕事は、未成年者の意思を尊重し、かつ、未成年者の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な「身上監護」や「財産管理」を行うことです。

(1) 身上監護

後見人は、未成年者が成年に達するか、または養子縁組等により後見が終了するまで、未成年者の生活や教育、就労について、指導・援助することになります。

(2) 財産管理

① 財産管理

後見人は、未成年者に代わって、預貯金に関する取引等、必要な法律行為(契約)を行います。未成年者の財産が他人のものと混ざらないように管理し、通帳や証書類を保管するほか、収支計画を立てます。

② 具体的な財産管理の方法

財産管理の内容が分かるように、日付及び具体的内容を記録します。

後見人は、原則として、毎年1回、定期的に裁判所に後見事務の内容を報告し、裁判所の監督を受けます。

(3) 後見人の最初の仕事

後見人は、選任の審判書を受け取った日から1か月以内に未成年者の財産調査を行い、財産目録等を作成し、裁判所に提出します。

2 後見監督について

裁判所は、未成年後見人の仕事(後見事務)について、定期的に確認しています(これを「後見監督」といいます)。未成年後見人は、①未成年後見人に選任された直後、②その後毎年1回定期的に、③財産状況に大きな変動があったとき、④後見が終了したとき(主に未成年者が成年に達したとき)に、後見等事務報告書、財産目録、預貯金通帳のコピーなどを裁判所に提出しなければなりません。

※ 後見監督人が選任された場合は、後見監督人による監督も受けます。

《申立ての手続》

1 申立てをする裁判所（管轄）

申立ては、未成年者の住所地（未成年者が住民登録している場所）または居住地（実際に生活している場所）を管轄する裁判所にしてください。異なる管轄の裁判所に申し立てると、正しい管轄の裁判所に移す手続が必要になるので、その分だけ審理が遅れることになります。

具体的な管轄については、記載例・資料編の「申立てをする裁判所」で確認してください。

2 申立てができる人（申立人）

未成年者の親族、未成年者自身、利害関係人（児童相談所長や里親等）です。

3 後見人になれない人

後見人になるために必要な資格などは特にありませんが、以下に該当する方は後見人になることができません。

- (1) 未成年者
- (2) 後見人・保佐人・補助人を解任されたことがある人
- (3) 破産者
- (4) 未成年者に対して訴訟をしたことがある人、またはしている人
- (5) (4) に該当する人の配偶者及び直系血族（親、祖父母、子、孫など）
- (6) 行方不明の人

4 申立てに必要な費用

- (1) 申立手数料としての収入印紙

未成年者1人につき800円

未成年者が3人いる場合は、800円×3人＝2400円が必要です。

- (2) 郵便切手

原則として、未成年者1人につき、以下の額

※きょうだいで同時に申立てをする場合は、郵便切手の納付額が変わる場合がありますので、申立てをする裁判所にお問い合わせください。

券 種	枚 数
500円切手	4枚
100円切手	7枚
82円切手	7枚
62円切手	3枚
10円切手	15枚
1円切手	20枚

合 計	3 6 3 0 円
-----	-----------

5 申立てに必要な書類（主なもの）

詳しくは、記載例・資料編の「提出書類一覧」及び各記載例を参照してください。申立書類は、裁判所が未成年後見人を選任する際に参考とする重要な資料ですので、必要事項は全てご記入ください。

「提出書類一覧」の□に☒チェックをつけながら、必要書類（原則として発行後3か月以内のもの）が全て整ったことを確認してください。必要書類がそろっていれば、手続が早く進みます。

きょうだいで同時に申立てをする場合は、1部だけ提出すれば足りる書類もありますので、申立てをする裁判所にお問い合わせください。

（1）申立書・申立事情説明書

申立人、未成年者、後見人候補者の本籍、住所、氏名、生年月日等及び申立ての趣旨・実情等を記載するものです。

後見人候補者については、心当たりがなければ空欄でも構いません。

（2）後見人候補者事情説明書

申立人が推薦する後見人候補者が、後見人として適格かどうかを検討する際の重要な資料となります。必ず、後見人候補者本人が作成してください。

（3）親族関係図

未成年者を中心とした主な親族関係を理解するための資料となります。特に、未成年者について、親権者ではない実親の所在が明らかな場合には、その実親及び祖父母等（近い関係にある場合）についても記載してください。

（4）未成年者の財産目録

未成年者の財産状況を把握するのに最も重要な資料です。財産の種類ごとに記載し、通帳のコピーや不動産登記事項証明書、保険証書のコピーなどの資料を添付してください。

（5）未成年者の収支予定表

未成年者の収支の状況を把握し、将来の生活の見通しを立てるために重要な資料です。収入・支出それぞれの種別ごとに金額を記載し、年金証書、納付書、領収書のコピーなどの資料を添付してください。

（6）遺産目録

亡くなった親等の遺産分割が申立ての目的の場合に作成していただくものです。預貯金通帳のコピーや不動産登記事項証明書などの参考資料を所持している場合は添付してください。

（7）戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）、住民票など

未成年者及び後見人候補者の両者について、申立日前3か月以内に発行されたものを提出してください。場合によっては、かいせいげんこせき改製原戸籍やじよせきとうほん除籍謄本を提出していただくことがあります。

6 申立後の手続について

(1) 申立人、後見人候補者調査（面接）

裁判所に来ていただいて、申立てに関する事情を直接おうかがいします。日時は、裁判所から電話または書面で連絡します。指定された日時の都合が悪ければ、ご連絡ください。

申立人に対しては、申立書等にもとづいて、申立てに至るいきさつ、未成年者の生活状況、財産状況及び未成年者の親族らの意向等について事情を詳しくおうかがいします。

後見人候補者には、「後見人候補者事情説明書」にもとづいて、後見人としての適格性に関する事情をおうかがいします。

(2) 未成年者調査（面接、家庭訪問等）

未成年者の意思及び心身の状況を確認するため、未成年者には後見人候補者とともに裁判所に来ていただきます。年齢や事案の内容によっては、家庭裁判所調査官が家庭訪問をして未成年者と面接をしたり、生活状況を観察させていただくこともあります。

(3) 親族への照会

必要に応じて、未成年者の非親権者（親権者ではない親）や、その他の親族に対して、照会書を送付するなどして意向を確認します。

(4) 審判

後見人を選任した旨（または却下する旨）の審判書が郵送されます。選任された後見人が審判書を受け取ると、後見人としての職務が開始します。

未成年後見人選任審判手続（流れ図）

